

30 監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

平成 30 年 8 月 10 日

愛知県監査委員	篠田 信示
同	川上 明彦
同	山内 和雄
同	峰野 修
同	須崎 かん

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わず、抜き打ちで監査実施機関に赴き、財務に関する事務の執行を対象に、現物や現場を確認し、会計書類の内容を確認するとともに、関係職員から聴き取りを行う。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監 査 実 施 日	監 査 実 施 機 関
平成 30 年 5 月 9 日	建設部 衣浦港務所
平成 30 年 5 月 11 日	農林水産部 中央家畜保健衛生所
	教育委員会 渥美農業高等学校
平成 30 年 5 月 17 日	産業労働部 あいち産業科学技術総合センター三河 繊維技術センター
平成 30 年 5 月 24 日	健康福祉部 江南保健所

4 監査の結果

注意改善を必要とする事項はなかった。